

○総務省令第十三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行及び個人情報保護の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（令和三年政令第二百九十二号）の施行に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二條の送付に要する費用の納付方法を定める省令等を廃止する省令を次のように定める。

令和四年三月十五日

総務大臣 金子 恭之

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二條の送付に要する費用の納付方法を定める省令等を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二條の送付に要する費用の納付方法を定める省令（平成十八年総務省令第二十八号）

二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十九年総務省令第十九号）

三 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律施行規則（平成二十九年総務省令第二十号）

附 則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。